

別紙5 昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>10の2-2 措置法第10条の2第1項第5号に規定する個人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>10の2-2 措置法第10条の2第1項第5号に規定する個人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p>
<p>(事業の判定)</p> <p>10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p>
<p>(事業の判定)</p> <p>10の4-5 個人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>10の4-5 個人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p>
<p>(事業の判定)</p> <p>10の6-1 個人の営む事業が措置法第10条の6第1項及び措置法令第5条の8第1項に規定する製造業、ガス業、鉱業及び建設業(以下第10条の6関係において「製造業等」という。)に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>10の6-1 個人の営む事業が措置法第10条の6第1項及び措置法令第5条の8第1項に規定する製造業、ガス業、鉱業及び建設業(以下第10条の6関係において「製造業等」という。)に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p>
<p>(事業の判定)</p> <p>10の7-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>10の7-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p>
<p>(新增設設備の範囲)</p> <p>11-8 (中略)</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の9第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)</p>	<p>(新增設設備の範囲)</p> <p>11-8 (同左)</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の9第1項の規定により大蔵大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>11-12 (中略)</p> <p>(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類（総務省）の「小分類 421 外航海運業」又は「小分類 422 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>11の8-1 個人の営む事業が措置法第11条の8第1項に規定する輸入関連事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>12-12 (中略)</p> <p>(注) 1 (中略)</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>13の3-1 個人の営む事業が措置法第13条の3第1項各号に規定する農業、素材生産業又は林業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>11-12 (同左)</p> <p>(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類（総務庁）の「小分類 421 外航海運業」又は「小分類 422 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>11の8-1 個人の営む事業が措置法第11条の8第1項に規定する輸入関連事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務庁）の分類を基準として判定する。</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>12-12 (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務庁）の分類を基準として行う。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>13の3-1 個人の営む事業が措置法第13条の3第1項各号に規定する農業、素材生産業又は林業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務庁）の分類を基準として判定する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金等の必要経費算入時期)</p> <p>28の2－2 措置法第28条の2に規定する負担金又は掛金（以下この項において「負担金等」という。）の必要経費算入時期は、個人が当該負担金等を現実に支払った日（財務大臣の指定前に支払ったものについては、その指定のあった日）の属する年分となることに留意する。</p> <p>（注）1 （中略）</p> <p>2 財務大臣の指定前に支払ったものについては、当該指定の日までの間は仮払金として処理することとなる。</p>	<p>(負担金等の必要経費算入時期)</p> <p>28の2－2 措置法第28条の2に規定する負担金又は掛金（以下この項において「負担金等」という。）の必要経費算入時期は、個人が当該負担金等を現実に支払った日（大蔵大臣の指定前に支払ったものについては、その指定のあった日）の属する年分となることに留意する。</p> <p>（注）1 （同左）</p> <p>2 大蔵大臣の指定前に支払ったものについては、当該指定の日までの間は仮払金として処理することとなる。</p>